

07.57

設立後10年未満の企業等を対象とした手数料等の軽減について（特施令10条5号）（特）

1. 軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次の（1）又は（2）に該当する者は、自己の特許出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が、1/3に軽減される（特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条5号、12条4項、手数料令1条の4第4項）。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注1}又は特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない（特施規72条2項、73条2項）。

（1）その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主

（2）資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の特定法人^{注2}以外の法人による特定支配関係がない^{注3}法人

2. 申請書に添付する証明書^{注4}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる（特施規74条の2柱書）。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、申請人が（1）又は（2）の別により、「表」の右欄に掲げるものである（特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第18号及び19号）。

「表」

要件	証明書	
(1) その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主	・その事業を開始した日以後10年を経過していないことを証する書面(事業開始届の写し)	
(2) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、他の特定法人 ^{注2} 以外の法人による特定支配関係がない ^{注3} 法人	会社(株式会社等)	・定款又は法人の登記事項証明書(*1)(*2) ・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿(*3)(*4)
	協同組合(出資を有する場合)	・定款又は法人の登記事項証明書(*1)(*2) ・法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿(*3)(*4)
	資本金又は出資を有しない法人(一般財団法人、一般社団法人等)(*5)	・前事業年度末の貸借対照表、定款(寄付行為)又は法人の登記事項証明書(*1)(*2)

- (*1) 定款については、申請をする時点において申請者が要件を満たす者であることを証明する最新の内容であること。
- (*2) 法人登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。
- (*3) 法人税確定申告書については、軽減に係る申請書を提出する日に取得できる最新のものとする。
- (*4) 特定支配関係を持っている法人がある場合でも、当該法人が特定法人^{注2}である場合には、特定法人^{注2}に該当することを証する書面。
- (*5) 資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。)の60/100に相当する金額が3億円以下であること(特施令10条5号ロ、特施規71条1項)。

(改訂令和4・10)

-
- 注¹ 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書（特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項）。
- 注² 特定法人とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人を指す（特施令9条2号イ、10条5号ロ）。
- 注³ 「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す（手数料令1条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項）。
- a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。
- b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。
- 注⁴ 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる（特施規10条1項、2項）。